

# 江 東 区 公 報

## 目 次

### ◎条 例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(48)…………… 2

江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例(49)…………… 2

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(50)…………… 2

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(51)…………… 3

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例(52)…………… 3

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(53)…………… 3

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(54)…………… 3

江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(55)…………… 4

### ◎規 則

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(91)…………… 4

江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(92)…………… 4

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則(93)…………… 5

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(94)…………… 8

江東区組織規則の一部を改正する規則(95) …… 12

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則(96)……………12

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則(97)……………12

江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則の一部を改正する規則(98)……………12

江東区老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(99)……………14

生活保護法施行細則の一部を改正する規則(100)…………… 15

### ◎告 示

道路法第 3 7 条の占用制限の指定について(510)…………… 49

建築基準法第 8 6 条第 1 項に基づく認定について(513)…………… 52

行旅死亡人の告示について(516)…………… 52

保管自転車の処分について(令和 7 年 1 2 月上旬)(517)…………… 52

令和 7 年度補正予算(第 4 号)の公表(522)… 52

指定管理者の指定について(総合区民センター)(523)……………55

指定管理者の指定について(文化センター)(524)……………55

指定管理者の指定について(地域文化センター)(525)……………56

指定管理者の指定について(江東公会堂)(526)……………56

### ◎告 示(教)

令和 7 年第 1 2 回江東区教育委員会定例会の招集(17)…………… 57

指定管理者の指定について(芭蕉記念館)(18)…………… 57

指定管理者の指定について(深川江戸資料館)(19)…………… 57

指定管理者の指定について(中川船番所資料館)(20)…………… 57

### ◎区 議 会

区議会議決事項…………… 58  
(令和 7 年第 4 回定例会)

条	例
---	---

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

江東区長 大久保 朋 果

**◎江東区条例第 4 8 号**

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年 4 月江東区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される江東区議会議員及び江東区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された江東区議会議員及び江東区長の選挙については、なお従前の例による。

江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

江東区長 大久保 朋 果

**◎江東区条例第 4 9 号**

江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例

江東区産業会館及び商工情報センター条例（昭和 6 1 年 3 月江東区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区産業会館条例

第 1 条中「及び江東区商工情報センター」を削る。

第 2 条の表以外の部分中「及び江東区商工情報センター」を削り、同条の表江東区商工情報センターの項を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「及び商工情報センター」を削る。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「及び商工情報センター」を削り、同項第 3 号中「産業会館にあつては」を削り、同項第 4 号を削る。

第 6 条第 1 項中「及び商工情報センター」を削り、同条第 2 項第 1 号中「又は商工情報センターの施設」を削る。

第 7 条第 1 項中「及び商工情報センター」を削り、同条第 3 項第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 1 0 条第 2 項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を削り、「当該各号」を「別表」に改め、同項各号を削る。

別表第 2 を削る。

別表第 1 中「別表第 1 産業会館」を「別表」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

江東区長 大久保 朋 果

**◎江東区条例第 5 0 号**

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 1 0 月江東区条例第 2 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）

第 3 4 条第 2 項及び第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 3 条 法第 3 4 条第 2 項及び第 4 6 条第 2 項の規定により条例で定める基準は、府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和7年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第51号

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月江東区条例第26号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第52号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

江東区事務手数料条例(昭和33年3月江東区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第6の85の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の86の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和7年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第53号

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月江東区条例第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める基準は、省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第54号

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園設置条例(昭和41年12月江東区条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中

- 「同 枝川幼稚園 同 枝川三丁目4番1 - 101号
- 同 辰巳幼稚園 同 辰巳一丁目11番1号
- 同 ひばり幼稚園 同 東雲二丁目4番1 - 103号

を

- 「同 枝川幼稚園 同 枝川三丁目4番1

- 1 0 1 号 ]

t  
に、  
「 同 第五砂町幼稚園 同 東砂七丁目 5 番  
2 7 号  
同 東砂幼稚園 同 東砂四丁目 2 0  
番 1 号  
」  
を  
「 同 第五砂町幼稚園 同 東砂七丁目 5 番  
2 7 号  
」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例を公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 5 号

江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関  
する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法 (平  
成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)  
第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2  
項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の  
運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及  
び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準  
(令和 7 年内閣府令第 9 5 号。以下「府令」と  
いう。)において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4  
6 条第 2 項の規定により条例で定める基準は、  
府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則
-----

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施  
行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 1 号

江東区個人情報の保護に関する法律施行条  
例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人情報の保護に関する法律施行条  
例施行規則 (令和 5 年 3 月江東区規則第 3 号) の一部  
を次のように改正する。

別記第 8 号様式、別記第 2 0 号様式及び別記第  
2 3 号様式中「被保険者証」を「の資格確認書」  
に改め、「又は住民基本台帳カード (住所記載の  
あるもの)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、  
別記第 8 号様式、別記第 2 0 号様式及び別記第  
2 3 号様式の改正規定 (「又は住民基本台帳カ  
ード (住所記載のあるもの)」を削る部分に限  
る。)は、令和 7 年 1 2 月 2 9 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前  
の江東区個人情報の保護に関する法律施行条例  
施行規則の別記様式による用紙で、現に残存す  
るものは、所要の修正を加え、なお使用す  
ることができる。
- 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の  
際、この規則による改正前の江東区個人情報の  
保護に関する法律施行条例施行規則の別記様式  
による用紙で、現に残存するものは、所要の修  
正を加え、なお使用することができる。

江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行  
規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 2 号

江東区新型インフルエンザ等対策本部条  
例施行規則の一部を改正する規則

江東区新型インフルエンザ等対策本部条  
例施行規則 (平成 2 5 年 4 月江東区規則第 5 0 号) の一  
部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び被災者支援担当部長」を

「、被災者支援担当部長及び健康部次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 3 号

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

江東区住民基本台帳事務規則（昭和 6 3 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

本 氏	籍 名	
附票に記録されている者		【氏名】 【氏名の振り仮名】 【生年月日】                      【性 別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】
附票に記録されている者		【氏名】 【氏名の振り仮名】 【生年月日】                      【性 別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】
附票に記録されている者		【氏名】 【氏名の振り仮名】 【生年月日】                      【性 別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】
【備考】 編製年月日： 年 月 日		

発行番号      —      —      江東区

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

年   月   日

江東区長



江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

**◎江東区規則第 9 4 号**

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項ただし書を削る。

別記第 6 号様式（甲）を次のように改める。



6 給与収入の内訳  
(日給などの給与収入のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

Table with columns for month (1-12), date of payment, number of working days, and amount received. Includes a summary section for '賞与等' (Bonuses) and '合計' (Total) with fields for company name, address, and phone number.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table for business and real estate income with columns: 所得の種類 (Type of income), 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 (Payer name, etc.), 収入金額 (Income amount), 必要経費 (Necessary expenses), and 青色申告特別控除額 (Special allowance for青色申告).

8 配当所得に関する事項

Table for dividend income with columns: 配当所得の種類 (Type of dividend), 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 (Payer name, etc.), 支払確定年月 (Payment year/month), 収入金額 (Income amount), and 必要経費 (Necessary expenses). Includes a field for 国外株式等に係る外国所得税額 (Foreign tax on foreign stocks).

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table for miscellaneous income with columns: 種目 (Category), 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 (Payer name, etc.), 収入金額 (a) (Income amount (a)), 必要経費 (b) (Necessary expenses (b)), and 所得 (a-b) (Income (a-b)). Includes a total row for 雑所得の合計 (Total miscellaneous income).

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for total transfer and one-time income with columns: 総合譲渡 (総合譲渡), 収入金額 (A) (Income amount (A)), 必要経費 (B) (Necessary expenses (B)), 差引金額 (C) (A-B) (Difference amount (C)), 特別控除額 (D) (Special allowance (D)), and 所得金額 (C-D) (Income amount (C-D)). Includes a calculation for 一時 (One-time) income and a total calculation: 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2].

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members with columns: 氏名 (Name), 続柄 (Relationship), 生年月日 (Date of birth), 専従者給与(控除)額 (Amount of family allowance), 所得税における青色申告の承認の有無 (Confirmation of青色申告), and 合計額 (Total amount).

13 事業税に関する事項

Table for business tax with columns: 非課税所得など (Non-taxable income, etc.), 所得金額 (Income amount), 事業用資産の譲渡損失など (Losses on disposal of business assets, etc.), and 前年中の開廃業 (Start/End of business in the previous year).

12 別居の扶養親族等に関する事項

※国外に居住している方を扶養している場合は要証明書

Table for non-cohabiting family members with columns: 氏名 (Name), 個人番号 (Personal number), 住所 (Residence), and 国外居住 (Residence abroad) with checkboxes for various conditions.

14 寄附金に関する事項 (要証明書・領収書)

Table for donations with columns: 都道府県、市区町村分 (都道府県、市区町村分) (Prefecture, city/ward/village), 条 例 指 定 分 (条 例 指 定 分) (Designated by ordinance), and 金額 (Amount).

15 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment allowance with columns: 氏名 (Name), 続柄 (Relationship), 生年月日 (Date of birth), 特別障害者に該当する場合 (If eligible for special disability), 級 度 (Grade), and 別居の場合の住所 (Residence if non-cohabiting).

別記第 6 号の 1 0 様式及び別記第 6 号の 1 1 様式を次のように改める。

別記第 6 号の 1 0 様式 (第 5 条関係)

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

江東区長 殿

申請日 年 月 日

地方税法第 3 2 1 条の 5 の 2 並びに江東区特別区条例第 3 4 条の 2 及び 3 の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	〒		
フリガナ 名称 (氏名)			
代表者の職氏名		電話番号	
法人番号		担当者 連絡先	
特別徴収義務者 指定番号*		氏名	

※区市町村ごとに異なります。

関与税理士氏名	
連絡先	

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員 (人)	給与支払額 (円)
申請の日前 6 か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※ 賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※ 江東区以外の全区市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※ 臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして 2 段書き (上段に記載) にしてください。	年 月	臨時	
		常時	
	年 月	臨時	
		常時	
	年 月	臨時	
		常時	
	年 月	臨時	
		常時	
	年 月	臨時	
		常時	
	年 月	臨時	
		常時	
区市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 ・ 無		
	取消年月日		

別記第 6 号の 1 1 様式 (第 5 条関係)

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

江東区長 殿

申請日 年 月 日

江東区特別区税条例第 3 4 条の 4 の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。			
所在地 (住所)	〒		
フリガナ			
名称 (氏名)			
代表者の職氏名		電話番号	
法人番号		担当者	連絡先
特別徴収義務者 指定番号			氏名
理由	※ 該当する番号に○を付けてください。 1 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったため 2 その他  (理由 : )		
関与税理士 署名	(連絡先)		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。  
ただし、別記第 6 号の 1 0 様式及び別記第 6 号の 1 1 様式の改正規定は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記第 6 号様式 (甲) による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条

例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 5 号

江東区組織規則の一部を改正する規則  
 江東区組織規則 (昭和 4 8 年 5 月江東区規則第 1 9 号) の一部を次のように改正する。  
 第 7 条第 1 項の表障害福祉部の部障害者施策課

の項中「基幹相談支援センター開設準備係」を削る。

第14条の表障害者施策課の部基幹相談支援センター開設準備係の項を削る。

別表に次のように加える。

- |      |                           |                      |                                 |
|------|---------------------------|----------------------|---------------------------------|
| (19) | 江東区基<br>幹相談支<br>援センタ<br>ー | 江東区扇<br>橋三丁目<br>7番2号 | 基幹相談支援<br>センターの運<br>営に関する事<br>務 |
|------|---------------------------|----------------------|---------------------------------|

附 則

この規則は、令和8年1月23日から施行する。

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

#### ◎江東区規則第96号

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和2年3月江東区規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条第6項中「公募」を「前項第2号の規定による公募」に改め、「再度」を削り、同項を同条第5項とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

江東区長 大久保 朋 果

#### ◎江東区規則第97号

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則

江東区保育所等における保育に関する規則(平成10年3月江東区規則第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「保育の利用が決定した児童名等を記載した認定こども園・家庭的保育事業等利用要請者名簿(別記第5号様式)を交付すること」を「保育児童台帳の写し」に改める。

第10条第1項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第11条第1項第2号中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第5号様式を削り、別記第6号様式を別記第5号様式とし、別記第7号様式から別記第9号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年1月2日から施行する。

江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

江東区長 大久保 朋 果

#### ◎江東区規則第98号

江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則(平成22年6月江東区規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

児童・高齢者総合施設入館登録申請書

①申請日	年 月 日	カード番号 _____	
フリガナ		③性別	④生年月日
②氏 名		男・女	年 月 日 ( 歳)
			年少・年中・年長・( )年生
⑤住 所	〒 江東区		
⑥電話番号	— —	⑦携帯電話	— —
⑧ 緊急連絡先	氏 名		続 柄 (同居・別居)
	電話番号	— —	携帯電話 — —
⑨ 会社名又は学校名	会社名又は学校名	※ 在勤又は在学の方のみご記入をお願いします。	
	住 所	江東区	

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 9 日から施行する。

江東区老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 9 号

江東区老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区老人福祉センター条例施行規則（昭和 5 9 年 4 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

老人福祉センター入館登録申請書

申請日	年	月	日	カード番号	
フリガナ				性別	生年月日
氏名				男・女	年 月 日 ( 歳)
住所	〒 江東区				
電話番号	第1連絡先				(携帯・自宅)
	第2連絡先				(携帯・自宅)
緊急連絡先	氏名			続柄	(同居・別居)
	電話番号	-	-	携帯電話	-

附 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第100号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和40年3月江東区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「世帯台帳」を「保護台帳」に改め、同条第2項第1号中「受付簿」を「窓口受付簿」に改める。

第4条第3項第2号中「給与(賞与)証明書」を「給与証明書」に、同項第3号中「収入・無収入申告書」を「収入申告書」に、同項第6号中「住宅補修等計画書」を「住宅補修計画書」に改める。

第5条第1項中「生活保護決定通知書」を「保護開始決定通知書」に、「生活保護変更通知書」を「保護変更決定通知書」に、「生活保護停止通知書」を「保護停止決定通知書」に、「生活保護

廃止通知書」を「保護廃止決定通知書」に改める。

第6条第3項中「扶養義務履行照会書」を「扶養義務照会書」に改める。

第8条中「生活保護決定通知書又は生活保護変更通知書」を「保護開始決定通知書又は保護変更決定通知書」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

保 護 台 帳

出力日 :

1 基本/世帯員情報

ケース番号	世帯主名							担 当	地 区	
開始日	申請日	居住開始日	格付	住居	費用	世帯類型	併単区分	地区民生委員		
廃止日										
居住地								郵便番号 :		
通信先								電話番号 :		
								携帯番号 :		
本籍/筆頭者								緊急連絡先		
支給先										
世帯員情報	員番	氏名	性別	生年月日	続柄	学歴	職業	学校/学年	宛番号	備考
									個人番号	
									個人番号	
									個人番号	
									個人番号	
									個人番号	
									個人番号	
									個人番号	
分離者等										
そ の 他										

そ の 他

2 資産情報

種類	所在地	所有者	面積	調査面積	保有	備考	
			評価額	調査日			文書指示日
			容認開始日	貸付検討要否			
土地・ 家屋			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
			円				
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
			円				
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
			円				
保 險 会 社	種類 記号番号	被 保 険 者	契約日	月額保険料	保有	備考	
		受 取 人	満期日	入院給付			文書指示日
	契 約 者	満期保険金	解約返戻金				
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
	自 動 車	所有者	車 種	ナンバー	年 式	排気量	保有
文書指示日							
						cc	
						cc	
					cc		
					cc		
そ の 他 資 産							

3 他法・他施策情報

年 金 ・ 手 当	氏 名	種 類	記号番号	裁定日	受給額	備考（加入・納入状況）
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
社 会 保 険	氏 名	種 類	記号番号	有効期間	備 考	
				～		
				～		
				～		
精 神 ・ 結 核	氏 名	種 類	対象医療機関	有効期間	備 考	
				～		
身 障 ・ 療 育 手 帳	氏 名	種類／交付日	記号番号	等級	障害名	備考（加入・納入状況）
介 護 保 険	氏 名	保険者番号	被保険者番号	要介護度	認定有効期間	備 考
					～	
					～	
そ の 他 他 法						

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 2 条関係)

ケース記録票

	5
	10
	15
	20
	25
	30

別記第6号様式(第2条関係)

窓 口 受 付 簿

年 月 日 ( )

	係名	担当者	住 所 (居 所)	氏 名	相談受付 番号	種別	対 応 等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

別記第11号様式から別記第20号様式までを  
次のように改める。

別記第 1 1 号様式 (第 4 条関係)

江東区福祉事務所長 殿

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ							現在のところに住み始めた時期				※ 福 祉 事 務 所 受 付 年 月 日
							年	月	日		
家 族 の 状 況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※ 町 村 役 場 受 付 年 月 日
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
8											
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ											
資産の状況 (別添 1)			収入の状況 (別添 2)			関係先照会への同意 (別添 3)					
援 助 者 の し て の 状 況	世帯主又は家族との関係	氏 名	住 所	今まで受けた援助及び将来の見込							
保護を申請する理由 (具体的に記入して下さい。)											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。											
年 月 日											
住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 ( )											

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添 1 から 3 のうち必要なものを添付させること。

別記第12号様式（第4条関係）

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死者	氏名	年 月 日生		葬祭を行う者との関係
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所	
葬祭予定日		年 月 日		
葬祭費	遺留金額	差引不足額	備考	

別記第 1 3 号様式 (第 4 条関係)

(表面)

資 産 申 告 書

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
土 地	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1) 持 家 借家・借間 居住用 〔いずれかを ○で囲んで 下さい。〕		延面積	所有者氏名	所在地  (家賃 円)	有・無
	(2) その他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有 ・ 無			
そ の 他 の 保 険	有 ・ 無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機付き自転車を含む)	有 ・ 無	使用状況 使 用 未 使 用	所 有 者 氏 名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有 ・ 無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有 ・ 無					

4 負債(借金)

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
  - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
  - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
  - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの(例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等)は、この申告書に必ず添付して下さい。

別記第 1 4 号様式 (第 4 条関係)

給 与 証 明 書

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

住 所  
事業所 (雇主)  
電話番号

次のとおり証明します。

氏 名	( 歳)		職 務 名 及 び 内 容		
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給 (日分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			雇 用 保 険 料	
	手 当				
	交 通 費				
	小 計(イ)				小 計(ロ)
差 引 支 給 額 (イ)-(ロ)			摘 要		
前2月の 手取額	月分				
	月分				
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから御注意下さい。					

別記第15号様式（第4条関係）

（表面）

収 入 申 告 書

年 月 日

江東区福祉事務所長 殿

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先（会社名）等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				( ) 月分	( ) 月分	( ) 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費③				
		就 労 日 数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んで下さい。）

	種 別	収入額	
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額 年額	円 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額 年額	円 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額 年額	円 円

3 仕送りによる収入（前3か月間の合計を記入して下さい。）

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んで下さい。) Kg		

（記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。）

(裏 面)

## 4 その他の収入（前3か月間の合計を記入して下さい。）

有 ・ 無	内 容		収 入
	生 命 保 険 等 の 給 付 金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

## 5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有 ・ 無	内 容		収入見込額
			円

## 6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

## 別記第16号様式(第4条関係)

江東区福祉事務所長 殿

## 同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住所

氏名

別記第 1 7 号様式 (第 4 条関係)

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

生 業 計 画 書

1 生業計画の内容 (誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか)

2 生業に必要なものと金額

3 生業の見越し

(1) 収入をあげ得る時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益 (2) から (3) を引いた額

別記第18号様式（第4条関係）

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

住 宅 補 修 計 画 書

建物の規模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量=金額			備 考
			単 価	数 量	金 額	
見積書	見 積 年 月 日	年 月 日				
	住 所					
	氏 名					

別記第 19 号様式 (第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

保 護 開 始 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護開始について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度 (今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助			合計 (a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助 (b)						合計
種類						(c=a+b)
金額	円	円	円	円	円	円
支給区分						円
Cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額)						費用徴収額
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						円
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額

4. 備考

備考

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

担当員

別記第19号の2様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

保 護 変 更 決 定 通 知 書

年 月 日付で生活保護法による保護変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助			合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助(b)						合計 (c=a+b)
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
Cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額)						費用徴収額
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						円
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額

4. 備考

備考

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

担当員

別記第 19 号の 3 様式 (第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

保 護 停 止 決 定 通 知 書

生活保護法による生活保護の停止について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

担当員

別記第19号の4様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

## 保 護 廃 止 決 定 通 知 書

生活保護法による生活保護の廃止について、次のとおり決定しましたので通知します。

## 記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

## (備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。))この決定の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

担当員

別記第 2 0 号様式 (第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

問い合わせ先

担当員

別記第 2 3 号様式及び別記第 2 4 号様式を次のように改める。

別記第23号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法(以下「法」という。)第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

回答期限年月日

調査対象者

住 所

旧 住 所 1

旧 住 所 2

旧 住 所 3

旧 住 所 4

旧 住 所 5

氏 名 カ ナ 旧 姓 旧姓カナ 性別 生年月日

把握済み口座

調査事項

現在

(参考)生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要であると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 (略)

(参考2)生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

問い合わせ先

担当員

別記第 2 4 号様式 (第 6 条関係)

様

第 号  
年 月 日

江東区福祉事務所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について(照会)

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により 年 月 日 までにご回答下さい。

要(被)保護者

(特記事項)

(参考)

- 生活保護法 第4条 2 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 民 法 第877条 2 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の家族間においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

担当員

(別紙)

江東区福祉事務所長 殿

扶 養 届 書

記入日 年 月 日

住所  
氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次の通り回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・

対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなど金銭的な援助以外の対象への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可 理由
支援の開始時期	年 月から(又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号 - - )

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 理由
将来的な援助の意思	有 ・ 無
援助の開始時期	年 月から(又は既に行っている)
援助の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____円を送付します。 ②物品により毎月(年) _____を _____程度送付します。 ③氏名 _____を引き取って扶養します。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
上記のうち _____ についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( _____ 円)					
(2) 資産の状況	有 ・ 無	①家屋 m <sup>2</sup> (坪)	②宅地 m <sup>2</sup> (坪)	③田畑 m <sup>2</sup> (坪)	④山林等 m <sup>2</sup> (坪)
(3) 負債の状況	有 ・ 無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円		
		その他( _____ )			
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済( ) ④その他( )				
上記で①以外に加入している場合 _____ については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続を取るつもり					

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

別記第26号様式を次のように改める。

別記第 2 6 号様式 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

戸籍謄本等の交付について (戸籍謄本等発行依頼書)

保護の決定又は実施のため (生活保護法第4条第2項及び第19条第1項から第3項) に必要となりますので、生活保護法第29条に基づき、下記の者の戸籍謄本等を交付願います。

記

氏 名			
生年月日			
現 住 所			
本 籍 地			
筆 頭 者			
交付書類	戸籍	謄本	通
	原戸籍	謄本	通
	住民票	謄本	通
	戸籍の附票	謄本	通
	除籍	謄本	通
	その他 ( )	謄本	通
備 考			

問い合わせ先

担当員

別記第 2 9 号様式から別記第 3 4 号様式までを次のように改める。

別記第29号様式（第10条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

4 公金受取口座の利用について (どちらか1つを選択してください)

利用する       利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。  
なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

別記第30号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

江東区福祉事務所長

様

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
 

支給年月日	支給方法
-------	------

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

問い合わせ先

担当員

別記第 3 1 号様式 (第 1 2 条関係)

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

江東区福祉事務所長 殿

申請者  
(進学する者又は就職する者)

住所又は居所

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_

2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_

3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)  
名称 \_\_\_\_\_

4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地をご記載ください。)  
居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
    - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
    - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
    - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
  - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
  - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
    - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
    - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
    - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
  - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
  - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

## 7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座  利用する  利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店(ゆうちょ銀行除く)

記 号 

--	--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)口座番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの種類を添付してください。

別記第 3 2 号様式 (第 1 3 条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
  
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法  
支給額  
支給日  
支給方法
  
- 3 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記 (1) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。 ) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

問い合わせ先

担当員

別記第33号様式（第14条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書  
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

江東区福祉事務所長 殿

私は、 年 月 日分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立  
給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付費用  
徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付す  
るまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

別記第 3 4 号様式 (第 1 4 条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

江東区福祉事務所長 殿

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住所

氏名

-----  
年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月 日分からの保護金品等より、  
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知  
による法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示
-----

◎江東区告示第510号

道路法（昭和27年法第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月16日

江東区長 大久保 朋 果

- 1 道路の路線名及び占用を制限する区域  
別添「道路法第37条 指定路線調書」及び  
「道路法第37条 指定路線図」のとおり
- 2 制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
- 3 占用を制限する理由  
災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため
- 4 占用の制限の開始の期日  
令和8年1月1日

## 道路法第37条 指定路線調書

	路線番号	制限する区域		備考	適用法令
		起点	終点		
1	江123号	江東区清澄一丁目2番先	江東区佐賀二丁目1番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
2	江140号 深469号	江東区猿江一丁目6番先	江東区大島一丁目2番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
3	江144号	江東区越中島二丁目2番先	江東区越中島三丁目3番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
4	江170号 江125号	江東区豊洲一丁目2番先	江東区越中島三丁目4番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
5	江127号	江東区東陽一丁目16番先	江東区東陽三丁目20番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
6	江45号 深216号	江東区東陽一丁目25番先	江東区東陽二丁目1番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
7	江116号	江東区南砂二丁目2番先	江東区新砂一丁目2番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
8	江175号 江368号 江459号	江東区塩浜二丁目8番先	江東区新砂一丁目11番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
9	江416号	江東区潮見一丁目3番先	江東区潮見一丁目29番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
10	江172号	江東区豊洲五丁目2番先	江東区豊洲五丁目1番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
11	江307号	江東区辰巳一丁目2番先	江東区辰巳一丁目10番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
12	江615号 江616号 江617号	江東区有明一丁目5番先	江東区東雲一丁目8番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
13	城18号	江東区大島六丁目1番先	江東区大島六丁目8番先	緊急輸送道路	道路法第37条1項3号
14	江632号	江東区潮見二丁目8番先	江東区潮見二丁目8番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号



◎江東区告示第 5 1 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条第 1 項の規定により次のとおり認定したので、同条第 8 項の規定により告示する。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果  
記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名地番	申請者住所氏名	備考
令和 7 年 1 2 月 1 0 日第 7 7 号	東京都江東区有明一丁目 1 0 5 - 2、1 0 5 - 3、1 0 5 - 4	東京都渋谷区代々木 1 - 3 5 - 4 代々木クリスタルビル 7 F 株式会社サンフジ企画 代表取締役社長 末吉 糧	

◎江東区告示第 5 1 6 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 7 年 1 1 月 7 日午後 0 時 5 0 分頃、東京都江東区夢の島三丁目 3 番都立夢の島緑道公園内にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、年齢 6 0 歳代から 7 0 歳代（推定）、男性
- 2 特 徴 頭髪 1 0 センチメートル、やせ型、身長 1 7 0 センチメートル、上衣カーキ色セーター、下衣ベージュ色長ズボン

◎江東区告示第 5 1 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同

条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

◎江東区告示第 5 2 2 号

令和 7 年 1 2 月 2 6 日、江東区議会の議決を経た、令和 7 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 4 号）

## 令和7年度江東区一般会計補正予算(第4号)

令和7年度江東区一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,945,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,326,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	46,282,312	1,651,077	47,933,389
	2 国庫補助金	4,870,697	1,651,077	6,521,774
15	都支出金	32,404,724	2,334,875	34,739,599
	2 都補助金	18,680,371	2,334,875	21,015,246
18	繰入金	32,247,842	1,959,048	34,206,890
	1 基金繰入金	32,247,842	1,959,048	34,206,890
	歳入合計	294,381,000	5,945,000	300,326,000

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	126,434,074	4,667,207	131,101,281
	1 社会福祉費	28,334,254	3,016,130	31,350,384
	3 児童福祉費	69,856,609	1,651,077	71,507,686
5	産業経費	3,960,756	1,277,793	5,238,549
	1 商工費	3,960,756	1,277,793	5,238,549
	歳出合計	294,381,000	5,945,000	300,326,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3	民生費		2,232,386
	1 社会福祉費	暮らし応援給付事業	2,227,333
	3 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	5,053
5	産業経済費		1,277,793
	1 商工費	エネルギー価格高騰対策支援事業	750,000
		商店街連合会支援事業	527,793
	合	計	3,510,179

◎江東区告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定に基づき、総合区民センターの指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和7年12月26日

江東区長 大久保 朋 果  
記

1 江東区総合区民センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目11番3号

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

◎江東区告示第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24

4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、文化センターの  
指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果  
記

1 江東区文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 5 2 5 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4  
4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、地域文化センタ  
ーの指定管理者を次のように指定したので告示す  
る。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果  
記

1 江東区森下文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

2 江東区古石場文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

3 江東区豊洲文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

4 江東区亀戸文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1

番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

5 江東区東大島文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

6 江東区砂町文化センター

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 5 2 6 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4  
4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東公会堂の指  
定管理者を次のように指定したので告示する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果  
記

1 江東区江東公会堂

(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目 1 1  
番 3 号

公益財団法人江東区文化コ  
ミュニティ財団  
理事長 石川 直昭

(2) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1  
3 年 3 月 3 1 日まで

## 告 示 ( 教 )

## ◎江東区教育委員会告示第17号

下記により、令和7年第12回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和7年12月22日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和7年12月25日(木)  
午後2時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項  
(1) 令和7年度文部科学大臣教育者表彰について ほか

## ◎江東区教育委員会告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、芭蕉記念館の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和7年12月26日

江東区教育委員会

記

- 1 江東区芭蕉記念館  
(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目11番3号  
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団  
理事長 石川 直昭
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区教育委員会告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、深川江戸資料館の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和7年12月26日

江東区教育委員会

記

- 1 江東区深川江戸資料館  
(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目11番3号  
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団  
理事長 石川 直昭
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区教育委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、中川船番所資料館の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和7年12月26日

江東区教育委員会

記

- 1 江東区中川船番所資料館  
(1) 指定管理者 東京都江東区東陽四丁目11番3号  
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団  
理事長 石川 直昭
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

区 議 会
-------

◎区議会議決事項（令和 7 年第 4 回定例会）

1 1 月 2 7 日から 1 2 月 2 6 日まで会期 3 0 日間にわたって開会した令和 7 年第 4 回江東区議会議定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第 1 2 9 号 若洲公園整備事業（大型遊具）整備工事請負契約
- 議案第 1 3 0 号 江東きつざクラブ北砂増築その他改修工事請負契約
- 議案第 1 3 1 号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第 1 3 2 号 江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 3 3 号 江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 3 4 号 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 3 5 号 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 4 2 号 江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 3 6 号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 3 7 号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 3 8 号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例  
(以上 1 2 月 1 7 日原案可決)
- 議案第 1 4 4 号 令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 4 号）  
(1 2 月 2 6 日原案可決)

2 議案（議員提出）

- 議案第 9 号 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書
- 議案第 1 0 号 民泊に関する規制強化を求める意見書  
(1 2 月 1 7 日原案可決)

3 請願・陳情

- 7 陳情第 3 8 号 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情  
(1 2 月 1 7 日採択)
- 7 陳情第 3 0 号 江東区の全公共施設使用料について条例改正前の料金に引き下げを行うこと、及び公共施設使用料に改修・建て替え費用まで算定する方式をやめるよう求める陳情  
(1 2 月 1 7 日不採択)